

Weekly Survey

ウルグアイ・ラウンドが失敗に終われば、世界経済はEC、北米、東アジアの3極に分かれ、30年代型のブロック化が進む？ ポスト冷戦時代では保護貿易対自由貿易が対立の基本構図に？ 目下人気ナンバーワンのペローだが、彼の得票はブッシュ、クリントンのどちらに影響するか。

中嶋嶺雄

ポスト冷戦の対立構造

今週号の *TIME* では、まず巻頭の "From the Managing Editor" (p. 6) が注目に値する。先週、よわい62にして癌で死去した *TIME* の編集記者、ビル・スミスの生前の活躍に言及しながら、ジャーナリストの職分について書かれた好論である。

昨今の日本では、ジャーナリストの気概を感じさせる記事がきわめて少ないように思われるが、テレビ報道に押されて *TIME* までもが構成やレイアウトを変えなければならない米国のジャーナリズムにあっても、事情は似たり寄ったりのようだ。ちなみに、*TIME* の著名な国際問題専門記者、ストロープ・タルボットも、スミスに導かれてジャーナリズムの本道を学んだとのことである。

さてそのタルボットの連載コラム、*America Abroad* の "Beware of the Three-Way Split" (p.42) は、学問的に見ても深い洞察に裏づけられていて、しかもジャーナリストのタイムリーな視点を忘れていないという優れたコラムである。

新世界秩序の下では、保護貿易対自由貿易が冷戦期の資本主義対共産主義のような様相を帯びる、というのが彼の意見である。実際、長引いているガット (GATT) のウルグアイ・ラウンド (1986年～) が挫折すれば、ヨーロッパ共同体 (EC)、近い将来メキシコを迎えることになっている米加自由貿易協定によって結合する北米、日本を中心とする東アジアという3つの地域が、1930年代のようなブロック経済を形成する可能性もある。

タルボットは太平洋戦争にいたる大東亜共栄圏形成の失敗、日本の真珠湾奇襲を引きながら、欧米の



クリントン候補のパフォーマンス

西半球共同体 (Western Hemispheric Community) の形成やジャパン・パッシングの危険性を説得力のある論理で展開している。

また、国際政治学のモデルを援用して、冷戦時代の米ソ二極構造に比べて、上記の3地域による三極構造がいかに不安定かを述べているのも興味深い。有名なジョージ・オーウェルの『1984』に描かれたような、三つどもえの抗争に世界が陥らないためにも、ウルグアイ・ラウンドは成功させなければならないであろう。

ペロー人気は民主・共和どちらに痛い？

U.S. Politics の欄の "Clinton Plays It Cool" (p. 36) と "The Biggest 'None of the Above' Yet" (p. 37) はともに米国大統領選挙を扱ったものである。米国政治史上初めて、二大政党に属さない候補が人気ナンバーワンになるという異常事態だけに、今後の展開は目の離せないものになるであろう。とくに注目すべきなのは、たとえ本選挙でペローが当選しなくとも、ブッシュとクリントン、どちらの候補者の票を食うか、ということである。もし本来ブッシュにいくはずの票がペローに大幅に流れれば、現在、3者の中で一

歩出遅れているかに見えるクリントンが当選する可能性も出てくるからである。

中国の法制近代化

今週のLAW欄は、「Letting Thousands of Lawsuits Blossom」(p. 39)と題して、中国において最近増え続けているという、政府機関を相手取った訴訟の現況について述べている。

本記事によれば、政府組織や政府機関を相手取った訴訟の件数は、「行政手続法(Administrative Procedure Law)」が発効した1990年の終わりから、昨年にはほぼ倍増の2万5000件余りを数えた。人民最高裁判所の行政手続課長であるホアン・ジェが本誌に寄せて述べているように、「ますます多くの人々が、自分たちの正当な権利と利害を守るための武器として、法を利用することを学び始めている」のかもしれない。

しかし、よく言われるように中国では伝統的に、法は民衆の権利や利害を守るためのものではなく、民衆を罰し、束縛するためのものであった。そしてまた、民衆にとっては、法は、逃れるべき対象ではあっても、決してそれに従って生きていこうとすべきものではなかった。したがって、今日の中国が古来の伝統を変革し、近代的な法治国家としての道を歩むことには、多くの困難が待ち受けていると言えよう。

本記事で例として挙げられている、共産党と黨員を相手取ったある訴訟は、党と黨員は行政組織でも行政機関の職員でもないという理由で却下されたという。このあたりにも、中国の司法制度の限界が感じられる。

しかしまた、1989年の中国民主化運動における、学生や知識人の「人治」批判、「法治」の要求は、中国では画期的ともいえる近代的な政治意識と法感覚の表出であったのであり、そのような意識が民衆の間に芽生えていることを忘れてはならないだろう。

イスラム的規範と西歐的規範の相克

最後に、今週のカバー・ストーリーであるイスラム特集に触れたい。「The Sword of Islam」(pp. 18-22)、「The Consequences of Power」(pp. 23-24)、「Repression Without Fervor」(p. 25)である。

西洋社会は長らくイスラムを敵対心やコンプレックスに由来するある種の警戒心をもって見てきた。近年の全世界的なイスラムの拡張には目覚ましいものがあるが、今週のカバーストリーは「イスラムの反西洋主義はムスリム世界の再構築を目指す革命の一部

であるが、それは、不変の敵意ではない」としている。

予言者マホメットが、唯一神であるとされるアッラーの啓示を授けられた当初、ウンマ(イスラム共同体)の概念はアラビア半島を先頭に急速に世界各地に広がっていったが、現在イスラムは、近代の改革運動を経て北アフリカから中央アジアのステップ地帯にその広がりを見せている。

「ソ連邦崩壊後の今日、西側諸国の政府官僚たちは、イスラムのファンダメンタリズム(原理主義)が、民主主義を脅かす脅威となるのではな

いか、と懸念している」という(p. 18)。

帝国主義時代の植民地支配にもかかわらずムスリムたちは、軍事力における西側諸国の優位に立ち向かい、1979年のイラン革命におけるジハード(聖戦)において欧米は彼らにとって敵意的であった。

現在、その彼らが、文化的、知的、政治的な近代化との闘いに直面している、とTIMEは言う(p. 21)。

今週号の特集などに触れる際、わたしたちは、ともすればイスラムが世界を文化的、政治的に統合する権威として映り、その迫力に威圧され得るかの念を禁じえないのも確かであろう。

しかし、産業革命以降、近代市民社会の生んだ合理主義が絶対視されかねない今日、わたしたちの価値体系とはまったく異なる規範の存在を認識することの意義を、改めて考え直すべきではなからうか。

(なかじま みねお/東京外国語大学教授)



勢力増すイスラム原理主義